

■正誤表

平野裕之著『コア・テキスト民法Ⅴ 契約法〔第2版〕』におきまして、下記の誤りがございました。

お詫びのうえ、訂正させていただきます。

刷数	頁	場所	誤	正
2	22	注 3-1 3 行目	申込みの誘因	申込みの誘引
2	23	注 3-2 1 行目, 6 行目	申込みの誘因	申込みの誘引
2	33	3-21 12 行目	申込みの誘因	申込みの誘引
1	62	下から 5 行目～63 頁 1 行目まで		6-2 FOLLOW UP 第二段落となる。
2	123	2 行目	手付放棄損賠戻し	手付放棄損倍戻し
1	143	12 行目	たとえば, 軽微な瑕疵	たとえば, 軽微な不適合
1	143	16-17 行目	瑕疵が軽微で過大な修理費用が	過大な修理費用が
1	145	9-37 見出し	STEP UP——錯誤と瑕疵担保責任との関係	STEP UP——錯誤と担保責任との関係
1	167	10-13 6 行目	A 社製高紙甲しょう油を借りたが, 中紙乙しょう油が交付された場合,	A 社製高級甲しょう油を借りたが, 中級乙しょう油が交付された場合,
1	181	10-35 9-10 行目	原因のある府の込みのみを預金と認めるのか, …	原因のある振込みのみを預金と認めるのか, …
2	189	11-6 2 行目	1994 (平成 6) 年に	1991 (平成 3) 年に
1	214	11 行目	…、動産及び建物は毎月末, 土地については毎年末に…	…、動産, 建物及び宅地は毎月末, その他の土地については毎年末に…
1	218	[3] 11-45 5 行目	(616 条, 599 条)	(622 条, 599 条 2 項)
1	227	11-50-2 最終行	…、賃借人の負の駅は避けられる。	…、賃借人の不利益は避けられる。
1	249	13-4 6 行目	…といわれ, 請負化売買課で適用される規定が異なってくる。	…といわれ, 請負か売買かで適用される規定が異なってくる。
1	269	図 13-37 矢印の向き		
1	271	13-42 6 行目	(545 条 3 項)	(545 条 4 項)
1	329	図 17-26 下から 2 行目	贈与者たる地位	受贈者たる地位
1	338	19-5 下から 2 行目	…の法理が適用されるか同課は措くが, …	…の法理が適用されるかどうかは措くが, …

1	359	表 22-5-2 表側部分	<table><tr><td>業務執行者を 決めた場合</td></tr><tr><td>業務執行者を 決めていない 場合</td></tr></table>	業務執行者を 決めた場合	業務執行者を 決めていない 場合	<table><tr><td>業務執行者を 決めていない 場合</td></tr><tr><td>業務執行者を 決めた場合</td></tr></table>	業務執行者を 決めていない 場合	業務執行者を 決めた場合
業務執行者を 決めた場合								
業務執行者を 決めていない 場合								
業務執行者を 決めていない 場合								
業務執行者を 決めた場合								
1	369	1 行目	合有債権	合有債務				
1	380	下から 2 行目	被保全債権になるかのではなく	被保全債権になるのではなく				
2	398	左列 12 行目	最判平 22・6・1 民集 45 巻 4 号 349 頁 9-33	最判平 22・6・1 民集 64 巻 4 号 953 頁 注 9-16				

■増刷の際の記述の修正・追記

刷数	頁	場所	修正前	修正後
1	25	下から 6-4 行目 「なるべくはやく…はずである。」 を右記に差替え	「なるべくはやく返事を下さい」と申込者は求めていると考えるのが常識であり、承諾のデッドラインとして相当の期間が合意されている考えるべきである。	
1	25	下から 2 行目	二重の相当期間を考える	2 つの相当期間を分けて考える
1	38	下から 4 行目末尾 に右記を追加	占有改定が法的には 2 つの引渡しと認められるのと同様である。	
1	107	7-90 2 行目	填補賠償請求権を取得するが、	填補賠償請求権を取得するが（415 条 2 項 3 号）、
1	130	9-15 1 行目から 131 頁 2 行目を右に差替え	売主が所有権を取得できなかった場合、全部他人物売買には、債務不履行の一般規定が適用される ⁹⁻¹¹ 。他方、一部他人物売買には、下記規定以外に 562 条～564 条が適用される（565 条括弧書）。特則が適用になるもののみが「担保責任」なので、一部他人物売買のみが担保責任になる（⇒9-16）。	
1	131～132	9-16 の解説を 右記に差替え	売買の目的物の一部分が他人の所有であった場合（たとえば、土地の売買契約で誤って隣地を一部含めて売買契約をしてしまった場合）、売主は善意無過失であっても権利移転義務を負い、買主は、565 条、564 条により、一部解除・全部解除の基準に従い、他人所有分だけの一部解除ないし全部解除ができ（542 条 2 項参照）、また、415 条により損害賠償を請求できる。また、1 年という除斥期間もあったが、566 条は一部他人物売買には適用されず、他人所有を知ってから 5 年、契約から 10 年という一般原則が適用になる（166 条 1 項）。565 条は 562 条と 563 条も準用しているため、他人物部分についての追完義務また代金減額請求も認められることになる。ただし、代金減額請求は一部解除であり、代金減額請求をした場合には他人物部分の追完請求権は失われる。	
1	152	9-50 7 行目～12 行目 「そう…されることになる。」 を右記に差替え	567 条は反対解釈に意味のある規定である。占有改定が認められるためには、売主が子牛を販売したが買主から 1 カ月の飼育の委託を受ける等、そのまま占有するが、それが自主占有から他主占有に変更される 185 条の裏返しのような新たな他主占有権原が必要である。占有改定なしに売主が占有を続ける事例には、履行遅滞や受領遅滞がある事例が考えられ、その場合は 413 条の 2 第 1 項、同第 2 項、543 条、562 条 2 項、563 条 3 項、567 条 2 項により規律されることになる。	
1	163	5 行目～8 行目 「書面があれば、…されたにすぎない。」 を右記に差替え	書面があれば、諾成的消費貸借の成立が認められ（正式には要式契約であるが要物性不要という意味でこう説明される）、金融機関の融資実行義務が成立する（⇒図 10-4）。利息の有無を問わず適用される。もちろん要物契約としての消費貸借契約を書面で締結することもできる。	
1	173	3 行目	わざわざ規定を置いている意味はない	いわば金銭の占有改定の事例である
1	178	16 行目 末尾に右記を追加	（改正相続法 909 条の 2 が特則を規定）	
1	219	注 11-40 を右記に差替え	賃借物を損傷しても、損害賠償の方法は金銭賠償（417 条）なので賃貸人は修補を請求できない。原状回復は、適法な設置物の除去や経年劣化など賃借人が損害賠償義務を負わない事例の理論だが、改正法は賃借人の帰責事由による損傷に限定した。金銭賠償の例外として原状回復義務を認める規定ではなく、原状回復費用を負担させる根拠条文にすぎない。	

1	261	4 行目～7 行目 「改正前には、… するしかない。」 を右記に差替え	改正前には、「瑕疵が重要でない場合において、その修補に過分の費用を要するときは」修補請求が否定されていた（旧 634 条 1 項但書）。瑕疵が重大な場合も含めて、412 条の 2 第 1 項の「取引上の社会通念」による不能概念によって解決されることになった。
1	321	3 行目末尾に 右記を追加	なお、書面は電磁的記録によることは認められていない。
1	335	19・2 最終行 末尾に右記を追加	その後、配偶者短期居住権が導入された（1037 条）。
1	380	23・5-1 ①の末尾に 右記を追加	（⇒注 23-5）